

弁理士登録申請の手引

日本弁理士会

日本弁理士会個人情報保護方針（内規「個人情報保護方針を定める規則」別表）

日本弁理士会（以下「本会」という。）は、本会会員その他本会の活動に資するための多くの人々の個人情報を保有し、利用しています。本会は、個人情報を適切に保護することが重要であると認識し、下記のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

記

本会は、個人情報について、関係法令等の定めるところに従い、すべての役員、事務総長、職員、嘱託、その他本会の委嘱を受けて本会が保有する個人情報を利用する者（委員会及びそれに準ずる諸活動を行う機関を含む）に、以下の事項の周知・徹底を図り、適切に取り扱います。

(1) 個人情報の収集、利用を適切に行います。

個人情報の収集にあたっては、利用目的を明示した上で必要な範囲の個人情報を収集し、その範囲内で利用いたします。

(2) 個人情報の第三者への提供は慎重に行います。

収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、役員、事務総長、職員、嘱託、その他本会の委嘱を受けて本会が保有する個人情報を利用する者以外の第三者に提供することはいたしません。但し、次のような場合には、本人の同意を得ることなく、必要最小限の範囲で、個人情報を第三者に提供することがあります。

(a) 法令の規定に従い、提供または開示する場合

(b) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(c) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3) 個人情報は安全に管理します。

(i) 個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するために個人情報を記録した媒体等の管理を厳重に行うとともに、コンピュータでの個人情報管理にあたっては、不正アクセス対策、ウイルス対策等情報セキュリティ対策を行います。

(i i) 個人情報の処理を外部業者に委託する場合には、十分な個人情報の保護水準を確保している外部業者を選定し、守秘契約等によって業務委託先に個人情報保護を義務付けるとともに、委託先が適切に個人情報を取り扱うよう適切な監督を行います。

(4) 法令の改正、社会情勢等にあわせて、本方針等を適宜見直します。

個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努めます。また必要に応じて、この方針をはじめ、本会の規則等を追加、変更または修正して、運用の改善に努めます。

(5) 開示、訂正要望等への対応および苦情の処理を適切に行います。

(i) 本人からの個人情報に関する利用目的の確認ならびに登録内容の確認、訂正、追加、削除（法令に基づくものを除く）に対し、所定の受付窓口を設けるとともに、適切な方法を用いて対処いたします。

(i i) 本人からの個人情報に関する利用停止および第三者提供の停止等のご要望、苦情等に対し、所定の受付窓口を設けるとともに、適切な方法を用いて対処いたします。

(i i i) 本人が識別される保有データの開示の求めに対しては、原則として書面で回答をさせていただきます。その際、実費相当分を手数料としてお支払いいただくことがございます。

個人情報取扱事業者 日本弁理士会

個人情報保護管理者（責任者） 日本弁理士会事務総長

※個人情報の取扱いおよび利用目的の確認ならびに登録内容の確認、訂正、追加、削除、利用停止および第三者提供の停止等の要望、苦情等に関しては、以下にご連絡ください。

日本弁理士会 情報室 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 電話：03-3581-1211 FAX：03-3581-1205

平成18年12月5日制定、平成20年5月1日一部改訂、平成21年3月6日一部改訂

目 次

I.	弁理士登録申請について	2
II.	登録申請に必要な書類	3
III.	登録申請時の費用	3
IV.	申請書類の記入方法等について	4
	● 弁理士登録申請書記入見本	8
	● 誓約書記入見本	10
	● 勤務証明書記入見本	11
	● 履歴書記入見本	12
V.	弁理士登録後の会費の納入について	13
参考	弁理士法（抜粋）	14

弁理士会館及び東京倶楽部ビル地図

※持参による書類提出の場合は東京倶楽部ビル14階へお越しください。



地下鉄銀座線 虎ノ門駅 11番出口 徒歩5分
地下鉄千代田線・日比谷線・丸の内線 霞が関駅 A13出口 徒歩7分
地下鉄千代田線・丸の内線 国会議事堂駅 4番出口 徒歩7分

I 弁理士登録申請について

弁理士の登録を受けようとする方は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければなりません。
(弁理士法第18条)

1. 弁理士の登録申請

次頁の書類及び費用を日本弁理士会に提出してください。

審査後、執行役員会にて登録の可否決定がされるまでに10日間程度の日数を要しますので、ご了承ください。

○届け出られた個人情報の取扱いについて

弁理士の登録申請により、本会に届け出られた個人情報については、弁理士法その他の定めに従い、日本弁理士会が管理する弁理士登録簿の管理及び法、本会会則、同会令、同会規、同内規に定めのある事務手続、事業その他の本会の会務活動全般（委員会及びそれに準ずる諸活動等）並びにその記録等の管理について利用します。

個人情報の取扱いについては個人情報に関する法律に鑑み、これに従い個人情報の保護に努めます。

なお、会則第145条、情報の公表に関する規則（会令第82号）等の規定に基づき、すべての弁理士の氏名、登録番号、登録年月日、事務所の名称及び所在地等を、日本弁理士会ホームページ（弁理士検索システム「弁理士ナビ」）にて開示しています。

○旧姓等の使用について

弁理士としての業務を行うにあたり旧姓等の使用を希望する場合は、弁理士登録後に「弁理士登録・届出事項変更届」を提出する必要があります。詳細は事務局会員課までお問合せください。

2. 書類提出方法及び提出先

持参、郵送どちらでも受け付けます。

①. 持参の場合

受付で「弁理士登録の申請」とお申出ください。会員課担当者が書類を点検後受理します。

必要書類に不備等があり、受付時に訂正が不可能な書類は受理できません。

なお、申請書類に押印したものと同一印鑑を必ず持参してください。

○受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時45分

※ 申請書類の点検に15分～20分程度かかります。

○受付場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビル14階
日本弁理士会 会員課

②. 郵送の場合

下記所在地に申請書類を**書留**で送付してください。封筒表書きには「弁理士登録申請書類」と朱書きしてください。

費用の入金を確認するため、振込の日付・金額・振込人名がわかるもの（振込用紙のコピー等）または「銀行振込等の写し貼付」を申請書類に同封してください。当会指定銀行口座（13頁の指定銀行口座一覧表参照）に入金が確認された後に審査を行うこととなります。

○郵送先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 日本弁理士会 会員課 宛
※ 持参受付場所と異なりますのでご注意ください。

3. お問合せ先

日本弁理士会 会員課

電 話 03 (3519) 2716

e-mail : touroku@jpaa.or.jp(登録関係受信専用)

Ⅱ 登録申請に必要な書類

以下の1～12の書類をそろえて提出してください。

なお、使用する印鑑は認印で構いませんが、申請書類すべてに同一の印鑑を使用してください。スタンプ式のもの
は使用できません。

※各書類の記入にあたっては、次頁以降の各書類についての説明をご覧ください。

1. 弁理士登録申請書
2. 登録免許税領収証書（60,000円）の原本（領収印のあるものを申請書の右側所定の位置に全面貼付）
3. 住民票 1通
4. 弁理士となる資格を有することを証する書面(1)・・・弁理士法第7条第1号～3号のいずれかに該当することを証する書面 1通
5. 弁理士となる資格を有することを証する書面(2)・・・実務修習を修了したことを証する書面 1通
※平成20年10月1日以降に弁理士法第7条第1号～3号のいずれかに該当した方のみ必要
6. 勤務証明書（経営者は不要）
7. 誓約書
8. 身分証明書 1通（取得方法は5ページ参照）
9. 登記されていないことの証明書 1通（取得方法は5ページ参照）
10. 履歴書（写真1葉（無帽、無背景、縦4.5cm×横3.5cm、6か月以内に撮影したもの））
11. 登録後の会費納付方法について
12. 銀行振込等の写し（現金で支払う場合は不要）

（注意事項）

- ・1及び7 申請人が必要事項を記入し、各書類の右上端に捨印も押してください。
- ・3、6、8及び9 **発行から3か月以内のもの**を提出してください。
- ・外国籍の方 8の書類に替えて納税証明書・誓約書（外国籍者用）の書類が必要となります。書類が必要の際は、日本弁理士会事務局会員課までご連絡ください。
- ・国外在住の方 3の書類に替えて領事館発行の在留証明書、8・9の書類と共に誓約書(外国居住用)の書類が必要となります。書類が必要の際は、日本弁理士会事務局会員課までご連絡ください。

Ⅲ 登録申請時の費用

・弁理士登録料及び登録当月分会費（計50,800円）

登録料として35,800円、登録月の会費として15,000円の計50,800円を登録申請時にお支払いいただきます。したがって弁理士登録に必要な費用は、登録免許税〔次頁「Ⅳ 申請書類の記入方法等について 2.」を参照〕を含めて110,800円となります。

なお、登録料及び会費の支払いは現金又は銀行振込（13頁の指定口座一覧表参照）とし、印紙等による支払いはできません。

また、再登録の申請で、前回登録抹消時に未納会費がある場合には、今回の費用と併せてお支払いいただきます。

- * 領収書は、お振込みの控え（振込明細書等）をもって代えることが可能です。
現金でお支払の際は窓口で交付しますので、必ずお受け取りください。

IV 申請書類の記入方法等について

1. 弁理士登録申請書・誓約書・勤務証明書・履歴書

8～12頁の記入見本を参照してください。

2. 登録免許税納付証明書

登録申請前に登録免許税 60,000 円を、税務署（麹町税務署のみ）又は取扱金融機関（銀行、郵便局等）に同封の用紙で納付し、領収印のある領収証書の**原本**を申請書に**貼付**してください。（登録免許税法第 24 条）
納付の際には、原則として住所欄と氏名欄のみ記入してください。

なお、事務所や企業等が登録免許税を負担する場合には、住所欄に企業等の所在地、氏名欄に企業名等を記入することは差し支えありませんが、**氏名欄の末尾に必ず申請人の氏名を記載してください。**

3. 住民票

発行から 3 か月以内のもの 1 通。 抄本でも可。居住地の市区町村で発行しています。

4. 弁理士となる資格を証する書面（1）

弁理士法第 7 条第 1 号から第 3 号のいずれに該当するかに応じて、以下の①から③のいずれかの書類が必要になります。

- ①. 弁理士試験に合格した方（弁理士法第 7 条第 1 号に該当する方）
工業所有権審議会会長の発行する合格証書のコピー 1 通又は特許庁長官の発行する合格証明書 1 通
- ②. 弁護士となる資格を有する方（弁理士法第 7 条第 2 号に該当する方）
以下の（ア）及び（イ）の 2 種類の書類。ただし、弁護士登録をされていない方は（イ）のみ必要です。
（ア）所属弁護士会の登録証明書（法律事務所所在地の記載があるもの）
発行から 3 か月以内のもの 1 通。
（イ）司法修習を修了したことを証する書面（弁護士法第 5 条の規定により弁護士となる資格を有する方の場合、同条による法務大臣の認定を受けたことを証する書面）のコピー 1 通
- ③. 特許庁において 7 年以上審査官又は審判官として職務に従事した方（弁理士法第 7 条第 3 号に該当する方）
特許庁長官の発行する証明書 1 通
 - ④. 銓衡試験に合格した方の場合（昭和 13 年法律第 5 号附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項により、改正前の弁理士法第 4 条各号に該当する方）弁理士審査会の銓衡試験に合格したことの証明書
 - ⑤. 高等試験（司法、行政）合格者の場合（昭和 35 年法律第 73 号附則第 2 項により改正前の弁理士法第 3 条第 2 項に該当する方）試験の合格証または主務官庁の証明書

5. 弁理士となる資格を証する書面（2）

※平成 20 年 10 月 1 日以降に弁理士法第 7 条第 1 号から第 3 号のいずれかに該当した方のみ必要。

弁理士法第 16 条の 2 第 1 項に規定する実務修習（同法第 16 条の 3 第 1 項により日本弁理士会等の指定修習機関が行うものを含みます）の修了証書のコピー 1 通又は実務修習を修了したことの証明書のコピー 1 通。

※平成 20 年 10 月 1 日以降に弁理士法第 7 条第 1 号～3 号（上記「4.」の①から③）のいずれかに該当した方は、弁理士法第 16 条の 2 第 1 項に規定する実務修習（指定修習機関が行うものを含む）を修了しないと弁理士となる資格がありません。これらの方は、第 7 条第 1 号～3 号各号に該当した後、経済産業大臣又は日本弁理士会等が行う実務修習を受講し、修了した後でなければ、弁理士登録の申請を行うことができません。

6. 身分証明書

発行から3か月以内のもの1通。本籍地の市区町村で発行しています。
禁治産又は準禁治産の宣告、後見の登記、破産宣告を受けてないことを各市区町村長が証明する書面です。

7. 登記されていないことの証明書（別添の「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項も参照）

発行から3か月以内のもの1通。

成年被後見人、被保佐人でないことを法務局登記官が証明する書面です。

証明申請書の証明事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」をチェックしてください。

証明を受ける方の記入欄は、字画をはっきりと、氏名、生年月日、住所を記入してください。

住所は、住民票記載のとおり丁目番地部屋番号などを省略せず、正確に記入してください。

弁理士登録申請書記入上の注意（※8頁参照）

次頁の記入見本及び以下の注意事項をご覧の上、正確に、漏れのないよう記入してください。

特に、申請人氏名は必ず申請人本人が自署し、捺印の上、用紙の右上端の所定部分に捺印してください。

また、申請年月日は、申請書を提出する年月日を記入してください。

①. 氏名・性別

申請者の氏名及びフリガナを記入し、性別を○で囲んでください。

②. 生年月日、年齢

生年月日、満年齢を記入してください。生年については、西暦を併記してください。

③. 弁理士となる資格

該当するものいずれか一つに○で囲んでください。

弁理士試験合格者の方は、弁理士試験本試験合格の年を記入してください。

実務修習を修了する必要の有無

平成20年9月30日までに上記に該当した方は、「なし」を選択してください。

実務修習を受講せずに弁理士登録申請を行えます。

平成20年10月1日以降に上記に該当した方は、「あり」を選択してください。

実務修習修了年月日（修了証書に記載の日付）を記入してください。

実務修習の修了後でなければ弁理士登録申請を行えません。

④. 事務所

弁理士業務を行うすべての事務所の名称及び所在地を申請書に記入してください。3つ以上事務所がある場合は、別紙がございますので事務局会員課までお問合せください。

*使用できない事務所名称（会則第43条）

(1) 「日本弁理士会」と紛らわしい名称。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事務所名称、又は誤認混同を生じるおそれがある事務所名称。

所在地は、ビル名等まで略さず正確に記入し、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号も記入してください。電話、ファクシミリ番号は、各2本まで記入できます。

⑤. 自宅住所

自宅の住所を住民票に記載のとおり正確に記入し（丁目、番地、号等の地番も省略せず）、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号等も記入してください。電話番号、ファクシミリ番号は各2本まで記入できます。）

記入を間違えてしまった場合は、間違えた箇所を**二重線**で削除し、正しく記入してください。
削除した箇所には**二重線の上**に申請人署名捺印欄に押印したものと同じ**印鑑を押印**してください。

届出書記入上の注意（※9頁参照）

⑥. 主たる事務所

登録申請書に記載した事務所のうち、1ヶ所を主たる事務所として定めてください。
欄の中に、主たる事務所として定めた事務所（④のうち、どちらか一つ）の番号を記入してください。
主たる事務所が日本弁理士会からの発送物送付先になります。

⑦. 各事務所の就業形態

登録申請書に記載した事務所における登録申請者の就業形態を記入してください。
就業形態については下欄①～⑨の該当番号を記入してください。
就業形態番号が②・④・⑤・⑥・⑧・⑨の方は勤務証明書の添付が必要です。
法律事務所経営の方は「①特許事務所経営」に○を記入してください。

⑧. 最終学歴

卒業又は修了年、学校名（学部・学科・専攻等）を記入してください。
中退、卒業見込みは記入できません。

⑨. 前（前々）登録番号

過去に弁理士登録の経験がある場合は、その登録番号をすべて記入してください。

⑩. 電子メールアドレス

数字、アルファベット、記号をはっきりと記入してください。

特に以下の文字はまぎらわしいのでご注意ください。

「0（ゼロ）とO（オー）」「6（ロク）とb（ビー）」「-（ハイフン）と_（アンダーバー）」

「u（ユー）とv（ブイ）」「i（アイ）と1（イチ）とl（エル）」「f（エフ）とt（ティ）」

「n（エヌ）とh（エイチ）とr（アール）」

「メール1」について

原則として、日本弁理士会からの連絡、各種情報の提供については、このメールアドレス宛に送信します。

「メール2」「メール3」について

日本弁理士会からの緊急性を要する連絡（災害時、防災関係等）又は緊急情報についてのみ、これらのメールアドレス宛に送信することがあります。

携帯電話のメールアドレスもご登録可能です。

⑪. 領収証書

登録免許税領収証書を貼付（全面糊付・コピー不可）してください。



弁理士登録申請書

平成 △△年△△月△△日

日本弁理士会会長 殿

申請人氏名(自署) **弁理士 太郎**

※氏名を必ずご記入の上、ご捺印ください。

私は、弁理士の登録を受けたいので、登録料及び必要書類を添えて下記により申請します。

※太枠の中にのみ記入してください。

①

②

③

④

⑤

登録番号		登録年月日	年	月	日		
フリガナ	ベンリン		タロウ			性別	男・女
氏名	(氏) 弁理士	(名) 太郎					
生年月日	(西暦) △△△△年△△月△△日生 (△△歳)						
弁理士となる資格	<input checked="" type="checkbox"/> ①弁理士試験合格 ((西暦) △△△△年) <input type="checkbox"/> ②特許庁資格 <input type="checkbox"/> ③弁護士資格 <input type="checkbox"/> ④銓衡試験合格 ⑤その他() ※該当部分を○で囲み、必要事項を記入						
実務修習修了の必要の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり ((西暦) △△△△年△△月△△日 修了) <input type="checkbox"/> なし ※該当部分を○で囲み、必要事項を記入						
事務所 1	フリガナ	ケンシュウハチロウトツキョジムシヨ					
	名称	研修八郎特許事務所					
	所在地	〒 100 - 0013 東京 都道府県 千代田 市区町村					
	電話番号	03 (1234) 5678 <input checked="" type="checkbox"/> 代表 / 直通 / 内線 ()					
事務所 2	フリガナ	タロウトツキョジムシヨ					
	名称	太郎特許事務所					
	所在地	〒 100 - 0013 東京 都道府県 千代田 市区町村					
	電話番号	03 (3581) 1211 代表 / 直通 / 内線 ()					
自宅住所 (住民票記載の住所)	所在地	〒 100 - 0013 東京 都道府県 千代田 市区町村					
	電話番号	03 (3581) 1211 代表 / 直通 / 内線 ()					
	FAX	03 (3581) 9188 ()					
	FAX	()					

※自宅情報は公表されません

届 出 書

⑥	主たる事務所	1	※事務所番号のどちらか1つを記入してください。		
⑦	各事務所の就業形態	事務所 1	2	事務所 2	1
		①特許事務所経営 ②特許事務所勤務 ③事務所共同経営 ④企業 ⑤法律事務所勤務 ⑥特許業務法人勤務 ⑦弁護士法人経営 ⑧弁護士法人勤務 ⑨その他() ※②・④・⑤・⑥・⑧・⑨は勤務証明書の添付が必要です。			
⑧	最終学歴 (学校・学部・学科)	(西暦) △△△△ 年 ○○大学大学院○○学部○○研究科 修了			
⑨	前(前々)登録番号 (該当者のみ)	・前登録番号 第 号		・前々登録番号 第 号	
		※過去に弁理士登録歴がある場合、その登録番号を記入してください。			
⑩	電子メールアドレス	メール1	taro_benrishi@hachiropat.com	名簿掲載を (希望する・希望しない)	
		メール2	abc0123@def.ne.jp	名簿掲載なし	
		メール3		名簿掲載なし	

登録免許税領収書貼付位置

⑪

※枠内に領収証書を添付してください。(全面糊付・コピー不可)

	年	月	日	受領	担当印
登録料	¥				
会費	年 月分				
滞納会費	¥				
滞納なし					

入 力	方 式

誓約書

弁理士法第8条各号に規定されている弁理士の欠格事由に該当しないことを誓約していただくものです。必要事項をご記入のうえ、署名、捺印をし、用紙の右上端の空白部分に捺印を押してください。欠格事由に該当する方の弁理士登録申請は受理できません。



誓約書

平成 △ 年 △ 月 △ 日

日本弁理士会会長 殿

申請人 東京都千代田区霞が関
自宅住所 3丁目4番2号

氏名 弁理士太郎 (自署)

生年月日 昭和 △ 年 △ 月 △ 日

私は、弁理士法第八条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号及び同法附則第三条の規定に該当しないことを誓約致します。

弁理士法第八条及び附則第三条（抜粋）

（欠格事由）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

- 一. 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二. 前号に該当する者を除くほか、第78条から第81条まで若しくは第81条の3の罪、特許法第196条から第198条まで若しくは第200条の罪、実用新案法第56条から第58条まで若しくは第60条の罪、意匠法第69条から第71条まで若しくは第73条の罪又は商標法第78条から第80条まで若しくは同法附則第28条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 三. 前2号に該当する者を除くほか、関税法第108条の4第2項（同法第69条の2第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第3項（同法第108条の4第2項に係る部分に限る。）若しくは第5項（同法第69条の2第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。）、第109条第2項（同法第69条の11第1項第9号及び第10号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第3項（同法第109条第2項に係る部分に限る。）若しくは第5項（同法第69条の11第1項第9号及び第10号に係る部分に限る。）若しくは第112条第1項（同法第108条の4第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第119条から第122条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第51条第1項若しくは第52条の罪又は不正競争防止法第21条第1項、第2項第1号から第5号まで若しくは第7号（同法第18条第1項に係る部分を除く。）第3項若しくは第4項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- 四. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- 五. 第23条第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- 六. 第32条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- 七. 弁理士法（昭和24年法律第205号）若しくは外国弁理士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による懲戒処分により、弁理士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から3年を経過しないもの
- 八. 第32条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者
- 九. 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 十. 破産者で復権を得ないもの

（欠格事由に関する経過措置）

第3条 新法第8条第2号（商標法附則第28条の罪に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第5条第2号に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。

2 新法第8条第2号（商標法附則第28条の罪に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用する。

3 新法第8条第4号及び第7号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第5条第3号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(H28.1.1 現在)

勤務証明書

勤 務 証 明 書

日本弁理士会会長 殿

自宅住所 **東京都千代田区霞が関3丁目4番2号**

氏 名 **弁理士 太郎**

生年月日 **昭和 △ 年 △ 月 △ 日**

現勤務地(所在地)

(所属部課)

上記の者 平成 △ 年 △ 月 △ 日より当事務所に勤務している
ことを証明いたします。

平成 △ 年 △ 月 △ 日

事務所所在地 **東京都千代田区霞が関
1丁目2番3号**

名 称 **研修八郎特許事務所**

代 表 者 **研 修 八 郎**

**研
修**

記入上の注意

- 自宅住所は、住民票記載のとおり丁目番地などを省略せず、正確に記入してください。
- 特許事務所や法律事務所に勤務している方は、事務所の代表者名で証明書を提出してください。
- 企業等に勤務されている方は、代表取締役、人事部門の責任者、研究所等の責任者の方など、申請人が勤務している事実を証明することが可能な方による証明で結構です。
- 代表者の印は、証明する方の印を付してください。(社印のみは不可、訂正印を押す場合は証明する方の印です)
- 届出人の勤務地がこの証明書の発行人の事務所所在地と同じである場合、現勤務地の欄の記載は不要です。
- 届け出る事務所(勤務地)が複数ある場合は、現勤務地の下に複数列記してください。
- 上記勤務証明書の記載事項が同一であれば各勤務先で定められている様式を使用していただいても結構です。
- 発行から3か月以内のものを提出してください。

履 歴 書

平成 △△ 年 △△ 月 △△ 日		写真貼付欄
ふりがな べんりし たろう 氏名 弁理士 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	写 真 ※無帽、無背景 (4.5cm×3.5cm)
生年月日 昭和 △△ 年 △△ 月 △△ 日 (満 △ 才)	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	撮影日 年 月 日
ふりがな とうきょうとちよだくかすみがせき 自宅住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号	電話番号 03-3581-1211	
ふりがな 連絡先 〒	電話番号	

年	月	学 歴 ・ 職 歴
		学 歴
昭和○	○	□□高等学校 卒業
昭和○	○	○○大学○○学部○○学科 入学
昭和○	○	○○大学○○学部○○学科 卒業
昭和○	○	○○大学大学院○○学部○○学科 入学
昭和○	○	○○大学大学院○○学部○○学科 修了
		職 歴
平成○	○	株式会社 ◎◎ 勤務
平成○	○	株式会社 ◎◎ 退職
平成○	○	△△特許事務所 勤務
		現在に至る
		平成○年 弁理士試験合格
		平成○年 実務修習修了
		以 上

記入上の注意

- 市販の履歴書を使用しても様式を作製されても構いません。
- 申請書を提出する年月日を記入し、**捺印**をしてください。申請者の氏名及びふりがなを記入し、性別を○で囲んでください。印は申請書類と同一の印を押してください。
- 写真（縦4.5cm×横3.5cm、6か月以内撮影、無帽、無背景）を貼付し、撮影日を記入してください。
- 生年月日、満年齢を記入してください。
- **自宅住所は、住民票記載のとおり正確に記入し、郵便番号・電話番号を記入してください。**
- 学歴は、高等学校卒業程度から最終学歴の学校名（学部・学科）を記入してください。
- 職歴は、**すべてについて入退職の年月を明記の上、正式名称を記入してください。**
 ※特に報酬のある公職に就いていた方の場合には、その退職年月を必ず明記してください。
 ※再登録の方は、前回（前々回）の登録年月日及び抹消年月日及び前回（前々回）登録番号も記入してください。
- **試験合格者は、職歴の最後に「平成○○年弁理士試験合格」と記入してください。**
- **実務修習修了者は、職歴の最後に「平成○○年 実務修習修了」と記入してください。**

V 弁理士登録後の会費の納付について

弁理士登録後は、毎月会費が発生しますので、その都度、納付いただく必要があります。以下の納付方法等を参照のうえ「登録後の会費の納付方法について」に必要事項を記入してください。

1. 会費の納付方法

① 口座振替（推奨）

ご指定の口座から、毎月一定期日（金融機関により異なる。）に会費が自動的に引落としされます。都市銀行及び全国地方銀行の本支店、ゆうちょ銀行等ほとんどの金融機関をご利用になれます。

* 用紙は登録後に送付いたします。

② 振込による納付（銀行振込、ゆうちょ銀行払込）

以下の指定口座にお振込みください。

銀行振込

みずほ銀行	新橋支店	当座預金	10813
三井住友銀行	霞が関支店	当座預金	1015142
三菱東京UFJ銀行	虎ノ門中央支店	当座預金	180405
りそな銀行	赤坂支店	当座預金	415109
北陸銀行	東京支店	当座預金	4313560

ゆうちょ銀行の払込

00170-0-59868

名義：日本弁理士会 ニホンベンリシカイ

③ 現金による納付

本部の窓口に限り現金で納入をすることができます。支部では受付できませんのでご了承ください。

④ 請求書による納付

企業勤務の方に限り請求書を発行することができます。請求期間は6か月又は12か月単位となり、請求期間の最初の月末までに全額まとめて納付（先払い）していただきます。

2. 会費の納付期限

毎月末日が、会費の納付期限となります。（会則第35条）

口座振替で納付する場合は、振替日の前日までに指定の口座へご準備をお願いします。振替が出来なかった場合は、上記②または③の方法により末日までに納付してください。

3. 納付方法の変更

登録後は、申出により納付方法の変更が可能ですので、変更を希望する場合は会計課までご連絡ください。

4. 会費に関するお問合せ先

日本弁理士会 会計課

電話 03 (3519) 2702

e-mail: kaihi@jpaa.or.jp(会費関係受信専用)

弁 理 士 法

特許代理業者登録規則（明治32年勅令第235号ヲ以テ同年6月9日公布、同年7月1日ヨリ施行）
特許弁理士令（明治42年勅令第300号ヲ以テ同年10月25日公布、同年11月1日ヨリ施行）
弁理士法（大正10年法律第100号ヲ以テ同年4月30日公布、同年勅令第459号ニ依リ同11年1月1日ヨリ施行）
全部改正（平成12年法律第49号をもって同年4月26日公布、同13年1月6日から施行）
改 正（平成13年法律第81号をもって同年6月29日公布、同年12月25日から施行）
（平成13年法律第129号をもって同年11月28日公布、同14年4月1日から施行）
（平成14年法律第25号をもって同年4月17日公布、同15年1月1日から施行）
（平成16年法律第76号をもって同年6月2日公布、同17年1月1日から施行）
（平成16年法律第87号をもって同年6月9日公布、同17年2月1日から施行）
（平成16年法律第120号をもって同年6月18日公布、同17年4月1日から施行）
（平成16年法律第124号をもって同年6月18日公布、同17年3月7日から施行）
（平成17年法律第22号をもって同年3月31日公布、同年4月1日から施行）
（平成17年法律第75号をもって同年6月29日公布、同年11月1日から施行）
（平成17年法律第87号をもって同年7月26日公布、同18年5月1日から施行）
（平成18年法律第17号をもって同年3月31日公布、同年6月1日から施行）
（平成18年法律第17号をもって同年3月31日公布、同19年1月1日から施行）
（平成18年法律第55号をもって同年6月7日公布、同19年1月1日から施行）
（平成19年法律第20号をもって同年3月31日公布、同年6月1日から施行）
（平成19年法律第91号をもって同年6月20日公布、平成20年4月1日から施行（一部同年1月1日、同年10月1日から施行））
（平成23年法律第53号をもって同年5月25日公布、平成25年1月1日から施行）
（平成23年法律第62号をもって同年6月8日公布、同年12月1日から施行）
（平成23年法律第74号をもって同年6月24日公布、同年7月14日から施行）
（平成26年法律第36号をもって同年5月14日公布、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（一部意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が国内について効力を生ずる日から施行））
（平成26年法律第68号をもって同年6月13日公布、行政不服審査法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
（平成26年法律第90号をもって同年6月27日公布、会社法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

目 次

- 第1章 総 則（第1条～第8条）
 - 第2章 弁理士試験等（第9条～第16条）（平19法91、一部改正）
 - 第2章の2 実務修習（第16条の2～第16条の15）（平19法91、追加）
 - 第3章 登 録（第17条～第28条）
 - 第4章 弁理士の義務（第29条～第31条の3）（平19法91、一部改正）
 - 第5章 弁理士の責任（第32条～第36条）
 - 第6章 特許業務法人（第37条～第55条）
 - 第7章 日本弁理士会（第56条～第74条）
 - 第8章 雑 則（第75条～第77条の2）（平19法91、一部改正）
 - 第9章 罰 則（第78条～第85条）
 - 附 則
-

第1章 総則

(資格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、第16条の2第1項の実務修習を修了したものは、弁理士となる資格を有する。(平19法91、一部改正)

- 一 弁理士試験に合格した者
- 二 弁護士となる資格を有する者
- 三 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上になる者

(欠格事由)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、第78条から第81条まで若しくは第81条の3の罪、特許法第196条から第198条まで若しくは第200条の罪、実用新案法第56条から第58条まで若しくは第60条の罪、意匠法第69条から第71条まで若しくは第73条の罪又は商標法第78条から第80条まで若しくは同法附則第28条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(平19法91、一部改正)
- 三 前2号に該当する者を除くほか、関税法第108条の4第2項(同法第69条の2第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第3項(同法第108条の4第2項に係る部分に限る。)若しくは第5項(同法第69条の2第1項第3号及び第4号に係る部分に限る。)、第109条第2項(同法第69条の11第1項第9号及び第10号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第3項(同法第109条第2項に係る部分に限る。)若しくは第5項(同法第69条の11第1項第9号及び第10号に係る部分に限る。)若しくは第112条第1項(同法第108条の4第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第119条から第122条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第51条第1項若しくは第52条の罪又は不正競争防止法第21条第1項、第2項第1号から第5号まで若しくは第7号(同法第18条第1項に係る部分を除く。)第3項若しくは第4項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 四 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- 五 第23条第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- 六 第32条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- 七 弁護士法(昭和24年法律第205号)若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)、公認会計士法(昭和23年法律第103号)又は税理士法(昭和26年法律第237号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から3年を経過しないもの
- 八 第32条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者
- 九 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 十 破産者で復権を得ないもの

第3章 登 録

(登 録)

第17条 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 弁理士登録簿の登録は、日本弁理士会が行う。

(登録の申請)

第18条 前条第1項の登録を受けようとする者は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載し、弁理士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第19条 日本弁理士会は、前条第1項の規定による登録の申請をした者が弁理士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第70条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 弁理士の信用を害するおそれがあるとき。

2 日本弁理士会は、当該申請者が前項各号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

(登録に関する通知)

第20条 日本弁理士会は、第18条第1項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたとき、又は登録を拒否したときは、その旨を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の行政不服審査法の規定による審査請求) (平成26法68、見出し改正、行政不服審査法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

第21条 第19条第1項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(平26法68、一部改正、行政不服審査法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

2 第18条第1項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、経済産業大臣に対して前項の審査請求をすることができる。

3 前2項の場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項並びに第46条第2項の規定の適用については、日本弁理士会の上級行政庁とみなす。(平26法68、一部改正、行政不服審査法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

(登録事項の変更の届出)

第22条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第23条 日本弁理士会は、弁理士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 日本弁理士会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3 第19条第1項後段並びに第21条第1項及び第3項の規定は、第1項の登録の取消しについて準用する。この場合

において、同条第3項中「第46条第2項」とあるのは、「第46条第1項」と読み替えるものとする。(平26法68、一部改正、行政不服審査法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

(登録の抹消)

第24条 弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 第8条各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 四 前条第1項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
- 五 第61条の規定による退会の処分を受けたとき。

2 弁理士が前項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

3 日本弁理士会は、第1項第1号、第3号又は第5号の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士に書面により通知しなければならない。

第25条 弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、日本弁理士会は、その登録を抹消することができる。

2 第19条第1項後段及び前条第3項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

(登録拒否に関する規定の準用)

第26条 第21条第1項及び第3項の規定は、第24条第1項第1号、第3号若しくは第5号又は前条第1項の規定による登録の抹消について準用する。この場合において、第21条第3項中「第46条第2項」とあるのは、「第46条第1項」と読み替えるものとする。(平26法68、一部改正、行政不服審査法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

(登録及び登録の抹消の公告)

第27条 日本弁理士会は、弁理士の登録をしたとき、及びその登録の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

(登録の細目)

第28条 この法律に定めるもののほか、弁理士の登録に関して必要な事項は、経済産業省令で定める。

附 則 (平成19年6月20日法律第91号) 抄

(弁理士となる資格に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定の施行の際現に弁理士となる資格を有する者は、この法律による改正後の弁理士法(以下「新法」という。)第7条に規定する弁理士となる資格を有するものとみなす。

附 則 (平成26年5月14日法律第36号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第9条の規定 公布の日
- 二 第4条中商標法第7条の2第1項の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第3条中意匠法目次の改正規定、同法第26条の2第3項の改正規定、同法第60条の3を同法第60条の24とする改正規定、同法第6章の次に1章を加える改正規定並びに同法第67条第1項及び第73条の2第1項の改正規

定並びに第6条中弁理士法第2条、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第75条の改正規定並びに附則第10条及び第11条の規定並びに附則第12条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第12条第1項第2号の改正規定 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第7条 この法律の施行前に生じた事実に基づく弁理士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第9条 附則第2条から前条まで及び附則第19条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検 討）

第10条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、第6条の規定による改正後の弁理士法（以下この条において「新弁理士法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。